

【あおぞら団地購入特典6】

無料入浴パスポート券贈呈要綱

(目的及び贈呈)

第1条 町長は、あおぞら団地（以下「団地」という。）への入居促進と、分譲地入居者（以下「入居者」という。）の健康増進を図るため、この要綱の定めるところにより、テルメ柏陵健康温泉館、奥おおえ柳川温泉（以下「温泉」という。）の無料入浴パスポート券（以下「パスポート」という。）を贈呈する。

(定義)

第2条 この要綱において「世帯」とは、分譲地1区画内に定住する者全員のことをいう。

(対象者)

第3条 パスポートの贈呈対象となる者は、団地に住宅を建設し定住する者とする。

- 2 令和7年3月31日までに団地に入居した世帯であること。
- 3 パスポートを利用できる者は、団地に住所を有する入居者のみとする。
- 4 税金の滞納がないこと。

(無料期間)

第4条 パスポートの無料期間は、贈呈の日から3年間とする。

(贈呈の申込み)

第5条 パスポートの贈呈を希望する入居者は、団地に住民票を異動した日以降をもって、無料入浴パスポート券申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。ただし、第3条の規定を満たしたことを証明できる書類として、申込書に住民票謄本を添付するものとする。

(贈呈)

第6条 町長は、第5条に規定する書類を審査し、確認ができた時点で速やかにパスポートを贈呈するものとする。

- 2 パスポートの贈呈は1回限りとし、再発行はできない。

(不正利用の禁止)

第7条 パスポートは、他人に譲渡又は不正に使用してはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年11月25日から施行する。